

# 令和6年度第1回龍ヶ崎市空家等対策推進協議会

日 時：令和6年8月20日（火）

午前10時から

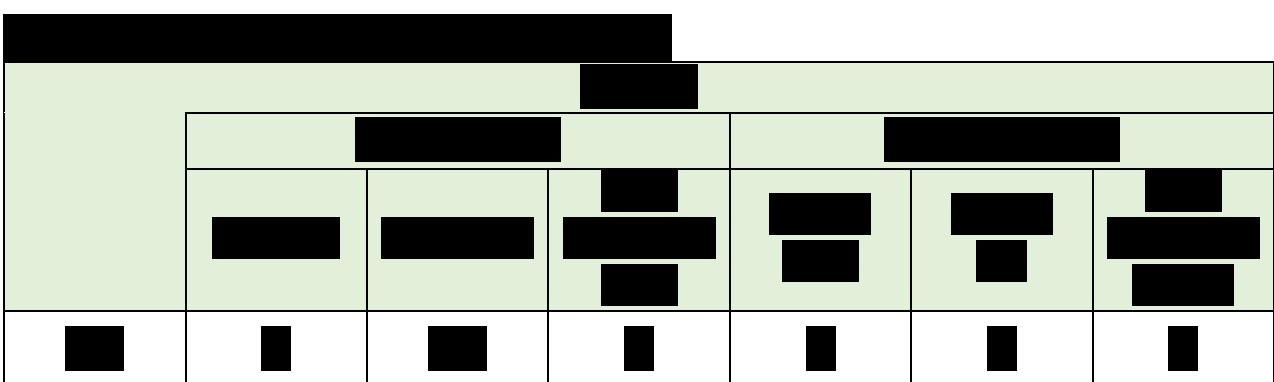
場 所：龍ヶ崎市役所附属棟1階第1会議室

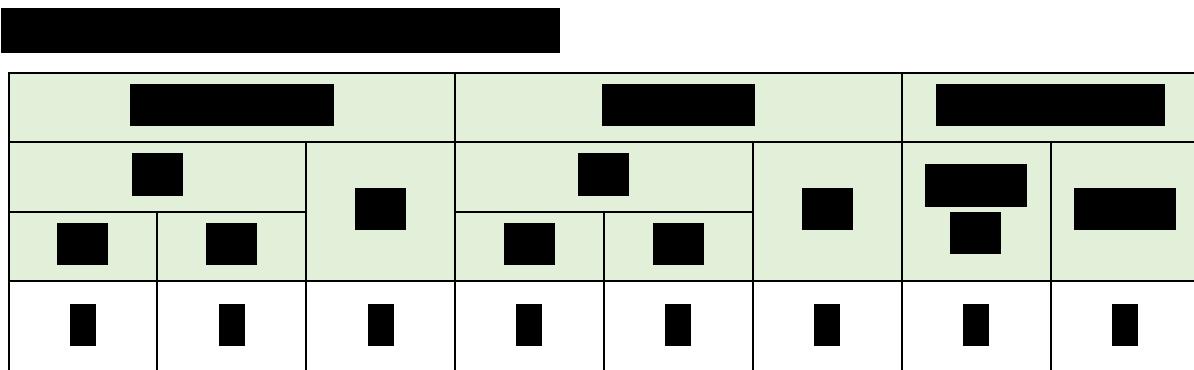
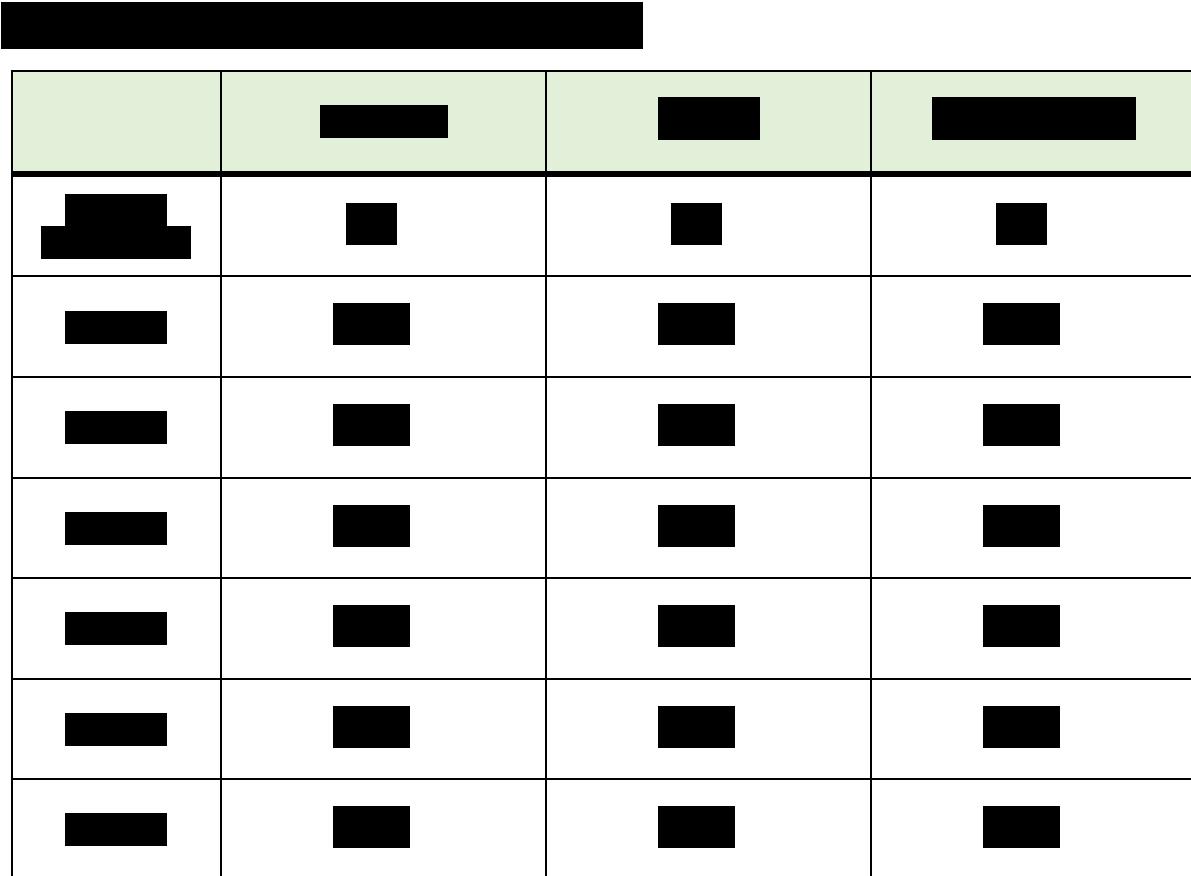
## 次 第

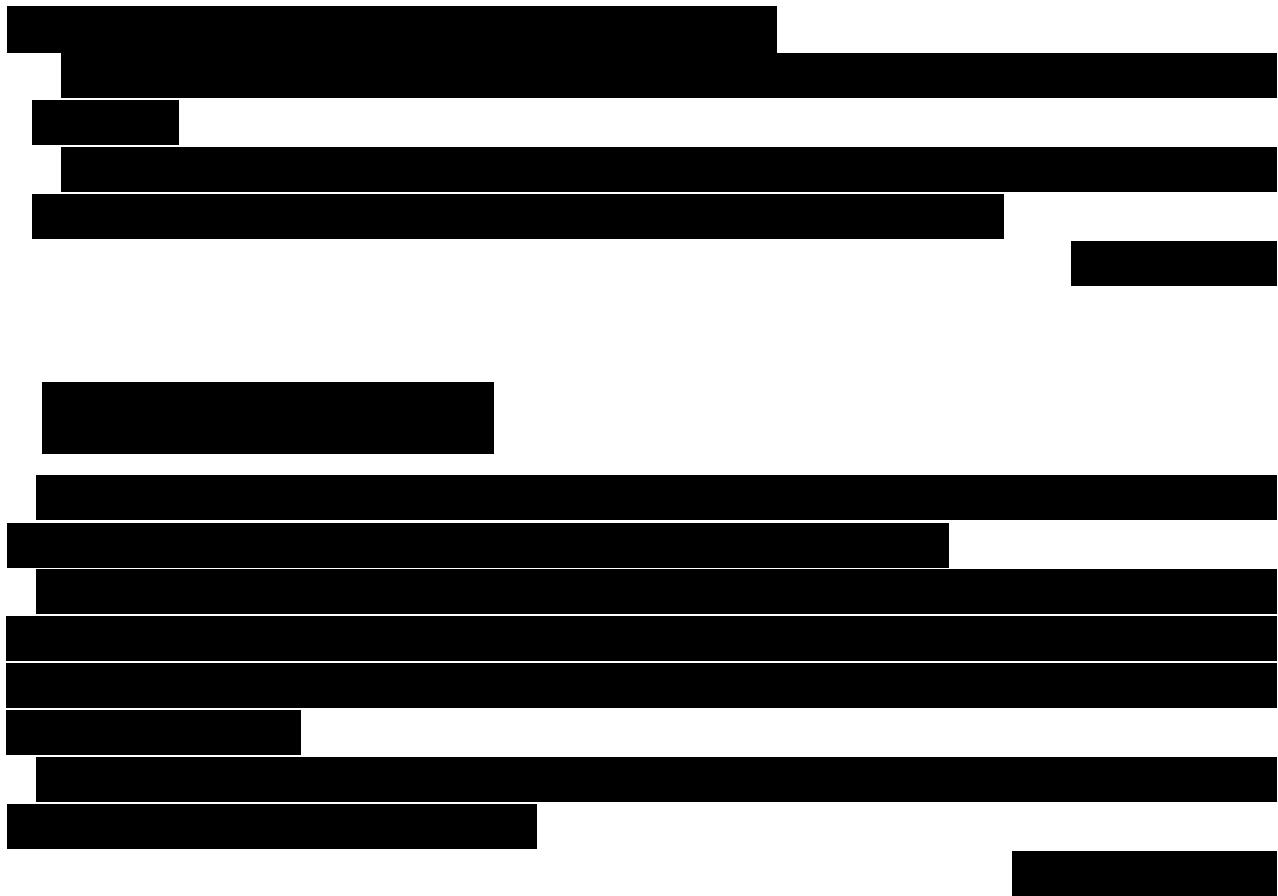
- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 事
  - (1) 空家等対策の推進状況について
  - (2) 特定空家等の認定について
  - (3) 今後の取組み等について
- 4 その他の事項
- 5 閉 会

- ・資料 1 空家等の改善例（3件）
  - ・資料 2 空家等の成約例（3件）
  - ・資料 3 特定空家等（令和元年12月5日認定）に対する措置状況
  - ・資料 4 特定空家認定候補物件一覧表
  - ・資料 5 特定空家等候補位置図
  - ・資料 6 特定空家等候補物件資料  
(特定空家等候補物件カルテ、特定空家認定候補現地評価表)
  - ・参考資料
- 龍ヶ崎市空家等対策推進協議会委員名簿

※資料は、終了後に回収しますので、机上に置いておいてください。







### 3 今後の取組み等について

#### (1) 空家バンクの取組状況

空家バンクで物件登録した方にアンケートを送付したところ、「広報紙」や「固定資産税納税通知に同封したチラシ」を見て申請したと回答される方が大半を占めております。今後も登録数、成約数を増やしていくためにも周知活動が重要であると考えており、様々な媒体を活用して制度の周知に取り組んでいきます。

#### 空家バンクの周知啓発

固定資産税納税通知書同封チラシ (4月)	移住フェアへ参加 (12月)
龍ヶ崎市に新しく家を購入した方 若者・子育て世代が家を買うと補助ができます 住宅ローンを適用して住宅を購入した若者・子育て世代に補助金を交付しています。 詳細は龍ヶ崎市公式ホームページをご覧ください。お問い合わせください。 ●次の3つの条件に当てはまる方へ対象となる可能性があります AOL(子育て世帯) 白色枠: 令和3年1月1日~12月31日までに1回目: 家庭構成と10歳以上のローマン候補 18歳未満の子供いる ※令和5年12月28日時点の情報になります。今後情報が変更となる場合ございます。  住まなくなった家・使わない土地があつたら、まずは気軽に相談を! 法改正で、物件所有者など 管理責任強化されました! ●住まなくなった家や土地の管理を怠るリスクが... 我が家が上がる!? 我が家が、他の一部が残っている状態で、隣家が主に使っている状態が続くと不実用に休みます。 資産税及び都市計画税の特別措置を受けられなくなります。 我が家が上がりませんか? ●空家バンク登録で 空家バンクとは 空家バンク 半分でも多くないもの 所有している古き 「買いたい」と「借りたい」 を組み合わせる制度です。 上記各事業のお問い合わせ先 龍ヶ崎市役所 まちの魅力創造課 人口問題対策室 内線:377 0297-64-1111(代) 空家対策室 内線:492  法務局から 大切な お知らせ 令和6年4月1日~ 相続登記をしなかった場合、 10万円の罰則が発生することも 不動産の相続登記が義務化! 	C-66 C-47 茨城県 龍ヶ崎市 まちの魅力創造課 空家バンク ワクワク、子どもの笑顔がまたがります! 第三回1時間開催! あこがれ C-66 C-47 茨城県 龍ヶ崎市 まちの魅力創造課 空家バンク ワクワク、子どもの笑顔がまたがります! 第三回1時間開催! あこがれ C-66 C-47 茨城県 龍ヶ崎市 まちの魅力創造課 空家バンク ワクワク、子どもの笑顔がまたがります!
LINEによる情報発信 (8月・12月)	広報紙「りゅうほー」 (8月・12月・3月)

## (2) 生前整理講演会の開催

「空家にさせない」ための意識啓発の取組として、生前整理講演会を昨年度に引き続き開催します。今年度は、地区コミュニティセンターでの開催を3回に増やし拡充を図ります。

日 に ち	場 所
9／20	松葉コミュニティセンター
10／18	北文間コミュニティセンター
12／4	龍ヶ崎市役所附属棟
1／17	龍ヶ崎コミュニティセンター



【昨年開催の様子】

## (3) 不動産相談会の開催

今年3月に宅建協会牛久・竜ヶ崎支部との共催により開催した相談会では、平日にも関わらず、22組の相談者が来場され、うち2組に空家バンクに申請していただくことができました。

今年度は、当日飛込での相談に加え、待ち時間を短縮するため、事前予約枠を設けて開催します。

また、開催回数も2回に増やし拡充を図ります。

日 に ち	場 所
9／28	サプラスクエアサプラ
12／20	1Fフェスタコート



【昨年開催の様子】

## (4) 次期空家等対策計画の策定について

現在の空家等対策の対象期間は令和9年3月までのため、同年4月からの次期計画策定に向け、次のように作業を進めていくことを想定しています。

年 度	作業内容
令和7年度	空家等実態調査
令和8年度	次期空家等対策計画策定